

長期断面のマージン設定について

平成28年9月1日

電力広域的運営推進機関

連系線利用登録における課題認識

- 中間とりまとめに記載のとおり、本年4月1日に導入された計画値同時同量制度により、連系線利用の形態に変化が生じた。
 - 具体的には、連系線利用計画が電源紐付けではなくなったことにより、連系線利用者はいつでも広域メリットオーダーを追求し、(市場取引を含む)経済的な電源差し替えを行えることとなった。
- この結果、連系線利用計画を保持している者は、その他の者(電力卸取引市場を介するもの、これから事業を始める者)に比べて、**競争上優位な状況がいつまでも継続**できることが懸念される。【次頁参照】
- この問題は、**計画値同時同量制度導入から生じている**ものであり、公平な電力市場環境を維持するためには、一刻も早く何らかの措置を取る必要がある。

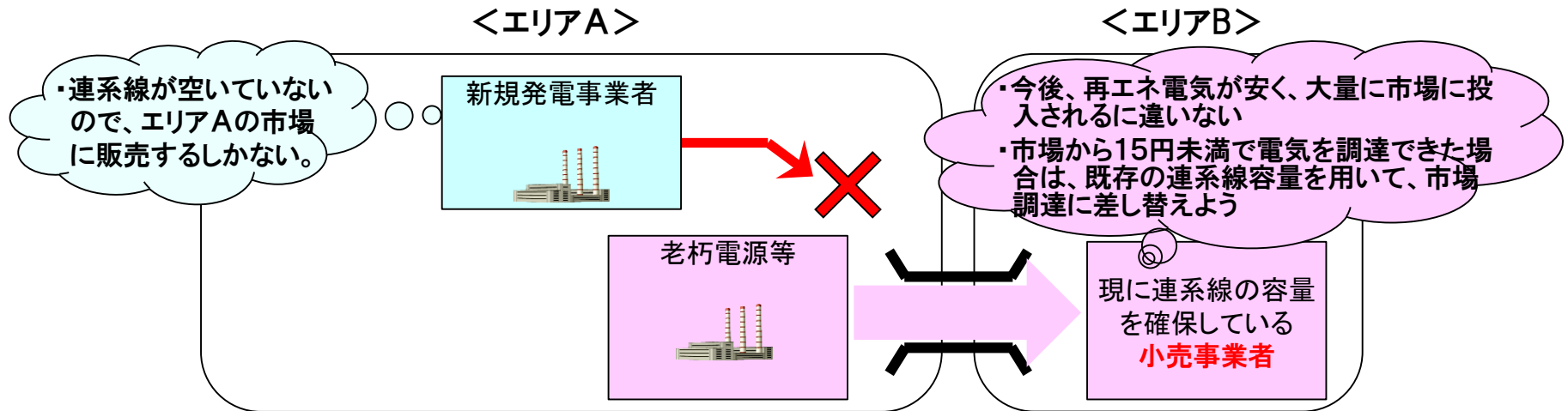
さらに…

- 今後、間接オークション制度導入を軸とした検討を進めてゆくにあたって、**既存利用者への経過措置の付与**を合わせて議論を行ってゆくことになる。
- このような中で、新たな制度導入までの間、先着優先による連系線利用計画の登録を続けたならば、**経過措置の付与の恩恵を受けることを目的とした、駆け込みによる連系線利用計画の取り合いが行われる**可能性がある。
- このことは、**競争上の不公平性を助長することになる**のではないか。

先着優先による連系線利用登録について、制限等何らかの措置を取る必要がある。

【参考】既存の連系線利用登録保持者の権利又は地位

1. 現行ルールでは、連系線の容量を確保しているのは、原則として、小売事業者。
2. 現に連系線の容量を確保している小売事業者は、従来どおりの託送契約(中間とりまとめP8のパターン1)であっても、連系線を介し、自由に、電気の調達先を切り替えることが可能。このため、再エネ電気の増加等に伴い、連系線を使用できる権利を用いて、戦略的な行動をとることができる。



連系線利用ルール及び託送制度上、現に連系線の容量を確保している小売事業者は、自由に電気の調達先を切り替えることができる極めて有利な権利又は地位を有している。

広域機関ルール整備の現状

- 調整力等に関する委員会(第8回平成28年2月19日)において、将来的には長期の必要予備力に関連して設定しているマージンを廃止することを前提にしつつ、「効率的な電源の有効活用に資する連系線利用のあり方に関する議論が深まり、方向性が明確になるまでは、長期断面から容量を確保しておくべきではないか」という論点を確認し、当面は長期マージンを維持することとなった。
- 当該論点を受けて、市場環境整備のためにマージンを設定可能とするため、広域機関業務規程を変更し、7月11日に大臣認可を頂いたところ。

【業務規程 第2条第2項第18号】

「マージン」とは、電力系統の異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給し、若しくは電力系統を安定に保つため、又は、**電力市場取引の環境整備のために**、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。

広域機関システムの現状

- 本年4月1日に稼働を開始した広域機関システムにおいて、連系線利用計画管理機能の一部に開発遅延が発生し、一部機能が実現できず、御迷惑をおかけしている状況。
- 現状において、連系線利用計画登録に関連して、以下の機能が実現していない。

表 現在停止している連系線利用登録の機能

種別	備考
長期計画(策定、変更)	本年3月31日に実施予定であった平成30～37年度計画が未策定変更も受付停止中
年間計画(策定、変更)	本年3月15日に実施予定であった平成28・29年度計画が未策定
月間計画(調整用策定)	9月ご提出分より再開予定
月間計画(変更)	再開時期未定
週間計画(変更)	再開時期未定

※ 月間計画(策定)、週間計画(策定)、翌日計画(策定)、当日の計画変更及び通告変更の機能は運開済。

連系線利用登録に関する方針(案)

- OP1の連系線利用登録における課題認識に鑑み、今後の**長期連系線利用計画**について、**新規または増加の容量登録を停止**することとしてはどうか。
- 具体的には、現在、利用者から御提出済みである**平成30～37年度長期連系線利用計画策定後**(時期未定)に、空容量が見込まれる部分について、業務規程第2条第2項第18号に基づく電力市場取引の環境整備のためのマージンを設定することで、新規の容量登録をしないこととしてはどうか。(当該マージン部分は、系統利用者に利用いただけない訳ではなく、将来、間接オークションにて卸電力取引市場を介して利用いただくために開放することを想定している。)

説明

- 容量登録停止対象は、駆け込みの登録を防止するという主旨に鑑み、長期のみとしてはどうか。なお、年間より短期は、ルール変更のための準備期間が必要であることと、移行期における無用の混乱を避けるため、先着優先による登録を継続してはどうか。
- 業務規程第134条第3項(費用の応分の負担が行われる場合)に該当するケースにおいては、今回の取扱いの対象外とし、別途取り扱いを検討することとしてはどうか。
- なお、今回提案のもとでは、具体的に以下のような取扱いとなる。
 - ・平成28年2月19日までに提出された長期計画の増加変更: **反映**
 - ・2月20日～3月10日までに提出された空容量算出用長期計画の増加変更: **反映**
 - ・3月11日以降: 容量登録は受付停止中のため **反映しない**(ゼロ計画のみ提出頂いている)

(3) 両者の取引の間に実質的な違いはない。

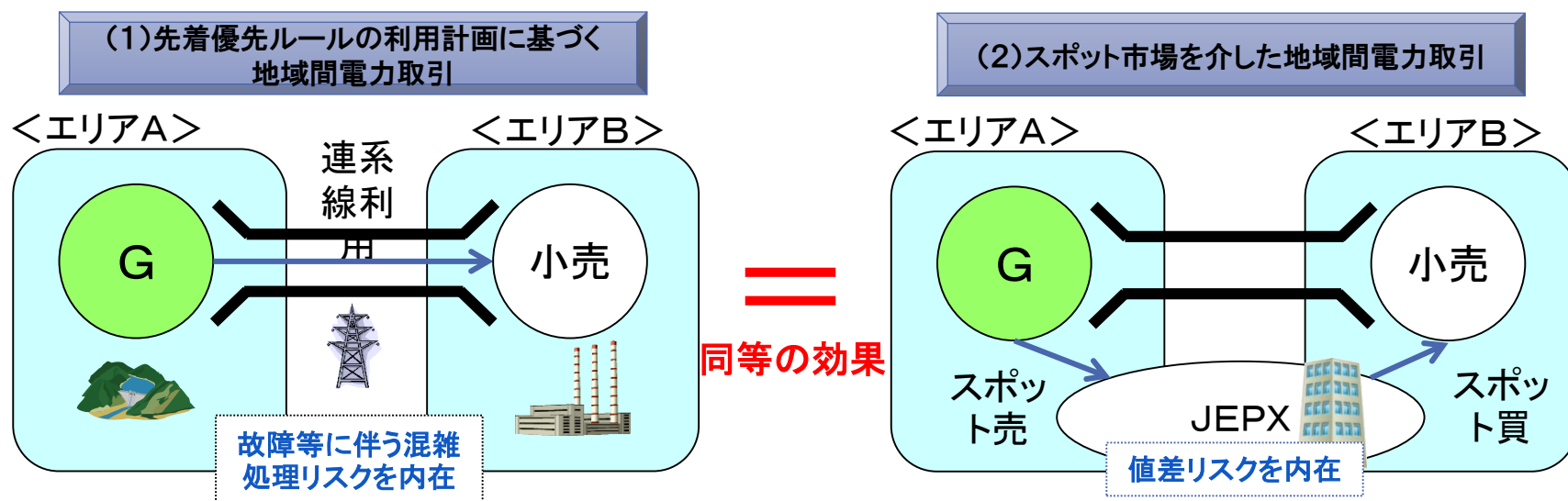
(a) (1)の場合であっても、(2)の場合であっても、最終的には、金銭的な問題へと帰着。

(1)の場合：代替電源を調達する又はインバランス料金を支払うための費用

(2)の場合：市場間値差の発生に伴う費用

(b) また、(2)の場合であっても、後述のとおり、市場価格との差金決済取引を導入することにより、固定価格での相対取引を実現することが可能。

(c) このため、先着優先であれば確実にあり、市場活用であると不確実にあるという事実はなく、両者の間には、金銭的なリスクが大きい小さいかという相対的な違いがあるのみ。



【マージン利用】

○前記により設定したマージンは、その設定主旨に鑑み、業務規程第151条に基づく、連系線利用申込者による**マージン利用**(いわゆるマージンBの利用)の**対象外**としてはどうか。

【既存長期連系線利用計画の減少変更】

○**減少の利用計画変更は可能**としてはどうか。

○減少利用計画変更の場合において、減少の結果、空容量が生じる場合は、速やかにマージン設定することとしてはどうか。

○減少利用計画変更の場合において、減少の結果、相殺潮流の減少により混雑が発生する恐れがある場合は、今回設定する電力市場取引の環境整備のためのマージンを減少させることができる限りにおいて、**混雑処理を行わずに減少利用計画が登録できる**こととしてはどうか。

なお、今回設定する「電力市場取引の環境整備のためのマージン」以外の目的で設定しているマージンは、今回の目的では減少させない。(この場合は混雑処理を行う)